

と同交代あり。職ありあつた今いけ職を
和事始曰昔ハ日本國毎郡大領小領といふ
官あり是を郡司といふ職負令子見へり
今位吉おに大領を家の称号とせり人あり
古の大領より一人の子孫なりといひ續日
本記第六和親六年の条下曰己巳制大郡
司大少領以終身為限非遷代之任而不
善國司情有愛憎以非為是強云致仕集
理解却自今以後不得更然若齒及縱心
氣力尪弱節骨衰耗神識迷亂又久沉重

病起居不漸癡狂言無益時勢如此之類
披訴心素歸田養命於理合聽宜具得手
書陳牒所司待報處分撰擇替補云々蝦夷
必より上古ハ夷羽を指していひ續日本
記三十二之卷宝龜三年正月丁酉の条下に
陸奥出羽蝦夷帰郷とあり今ハ松前の末
を指て蝦夷國といふ日本事跡考曰蝦夷
嶋船自松前渡行夷人皆長鬚放毒矢得
禽獸嶋多不知其數遠行者見陽鳥之所
居蓋與匈奴接云々とあり夏月商船被地